地域景観づくり協議会との意見交換会開催申請書

平成　　年　　月　　日

姉小路界隈まちづくり協議会御中

申請者の住所(法人にあっては，主たる事務所の所在地)

申請者の氏名(法人にあっては，名称及び代表者名)

京都市市街地景観整備条例に基づく地域景観づくり協議地区内における建築等及び建設等に関する意見の聴取のための意見交換会の開催を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建築主 | 住所(法人にあっては，主たる事務所の所在地) | | |
| 氏名(法人にあっては，名称及び代表者名)  電話　　　－ | | |
| 代理者 | 住所(法人にあっては，主たる事務所の所在地) | | |
| 氏名(法人にあっては，名称及び代表者名)  電話　　　－ | | |
| 敷地の地名地番 | 京都市中京区 | | |
| 用途 |  | 行為の種類 |  |
| 敷地面積  （★新築の場合） | 平方メートル | 建築面積（★新築の場合） | 平方メートル |
| 構造  （★新築の場合） | 造 | 延べ面積（★新築の場合） | 平方メートル |
| 建築物の高さ | メートル | 階数（★新築の場合） |  |
| 店舗名 |  | | |
| 業種 |  | | |
| 営業時間 |  | | |

【裏面もご記入ください】

姉小路界隈が大事にすることにご賛同ください。

姉小路界隈は、京都の都心部に位置していますが、いまでも昔ながらの住まいとなりわいが残っています。

そして、向こう三軒両隣のご町内が親子三代に渡って、仲良く協力しあって見守り、良好な関係を維持しています。こうした風情が、京都らしさを感じさせる通り景観に表れています。

いつまでも「居住」「なりわい」「文化性」のバランスを大切に育むとともに、風情ある「町並み」やここちよい「みち」の形成を目指していくために「姉小路界隈まちづくりビジョン」を作成し、その内容を実現するために「姉小路界隈地域景観づくり計画書」を作成しました。計画書には、私たちがこれからのまちづくりで「大事にしていくこと（配慮事項）」（計画書 20-21 ページ）を定めました。内容をご確認いただき、ご賛同いただければ幸いです。

|  |  |
| --- | --- |
| 大事にすること（配慮事項） | |
| １ | （建物改修の場合）  長年にわたって地域の町並みを形成してきた建物については、保存・活用に努めましょう。また、これらの建物を改修する場合には、周囲の町並みに配慮し、その建物が持つ価値を損なわないようにします。  （建物新築の場合）  和風の意匠や京都らしい優れたデザインを取り入れて、さらに周囲の町並みに配慮したデザインとします。 |
| ２ | 隣接する敷地との境界部は、道路からの見え方に配慮します。 |
| ３ | 看板、掲示板などの屋外広告物は、周囲の町並みに調和した意匠にします。また、道路空間の安全に配慮します。 |
| ４ | 道路へ自転車を放置しません。自転車での来客、通勤する従業者がいる場合には、駐輪スペースを確保します。 |
| ５ | 道路への商品や看板のせり出しはしません。 |
| ６ | 歩行者の安全などの妨げになる荷さばきや違法駐車はしません。 |
| ７ | 建物・敷地入口に設置する照明は、道路側も照らすようにします。 |
| ８ | 軒先に植物の鉢植えをおくなど、まちに花や緑を増やします。 |
| ９ | お客さんによる店舗内外における騒音を発生させません。 |
| 10 | 近隣に対する騒音や悪臭などを発生させません。 |
| 11 | 近隣に迷惑をかける深夜の営業をしません。 |
| 12 | ゴミ出しのルールを守り、収集時間などに配慮して、近隣に迷惑をかけません。 |

上記、大事にしていくこと（配慮事項）の趣旨に賛同し、地域のまちづくりに協力いたします。

年　　月　　日

建築主氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　住所